

事務連絡
令和2年3月31日

所属長各位

財政課長
(管財契約係扱い)

四万十市緊急工事等事務処理要領の取扱いについて（通知）

風水害震火災又は予見しがたい非常事態（以下「災害等」という。）により被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、四万十市緊急工事等事務処理要領により対応できるものとし、下記のとおりとしましたので、適正に処理してください。

記

第1 概要

この取扱いは、四万十市緊急工事等事務処理要領の適切な運用を図るため必要な事項を通知するもの。

なお、四万十市緊急工事等事務処理要領は地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号の規定に基づく随意契約（「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」に該当）によるものであるため、災害等以外で安易な適用はしないこと。

第2 対象範囲

1 緊急工事の対象範囲は、直ちに対応しなければ市民の生命や財産に危険又は生活に支障を及ぼすものであって、設計書作成のいとまがなく、通常の契約手続きでは対応できないと判断される次の各号に掲げる工事又は修繕を対象とする。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱（昭和31年12月10日付け発河第114号建設省建設事務次官通達。同項第2号において「事務取扱要綱」という。）第9第1号に規定する緊急に施行しなければならない仮道工事、仮さん道工事、仮橋工事、仮締切工事、欠壊防止工事、仮排水施設工事又は仮処理施設工事
- (2) 事務取扱要綱第9第2号に規定する事業費の決定（査定）前に施行した工事のうち復旧工事の全部又は一部となるもの
- (3) 異常埋塞した河道の掘削工事
- (4) 河川堤防の破堤による堤防の復旧工事又は堤内地浸水からの応急排水工事
- (5) 運動中の地すべりを応急的に沈静化させ、被災対象物の一時的保全を図るとともに、対策工事の検討に必要な調査を可能ならしめる応急横ボーリング工事、応急排土工事又は応急押え盛土工事
- (6) 道路における崩落土砂等の除去工事又は土嚢若しくは仮設防護柵等の設置工事
- (7) 陥没道路の埋戻工事
- (8) 道路の啓開作業（高知県道路啓開計画に基づくものを除く。）
- (9) 海岸堤防の破堤による堤防の復旧工事又は堤内地浸水からの応急排水工事
- (10) 構造物、倒木及び流木等の撤去工事
- (11) 市有物件における設備等の故障に伴い緊急工事として次に掲げるもの
 - ア 電気設備の故障に伴う緊急に対応しなければならない工事
 - イ 給排水設備の故障に伴う緊急に対応しなければならない工事
 - ウ ガス設備の故障に伴う緊急に対応しなければならない工事
- (12) 前各号に掲げる工事のほか、所管課が特に早急に対応する必要があると判断する工事又は修繕

2 緊急委託業務の対象範囲は、直ちに対応しなければ市民の生命や財産に危険又は生活に支障を及ぼすものであって、設計書作成のいとまがなく、通常の契約手続きでは対応できないと

判断される次の各号に掲げる委託業務を対象とする。

- (1) 前項に規定する工事等に係る調査、測量、設計等
- (2) 災害復旧事業に必要な調査、測量、設計等
- (3) 警報装置等の設置
- (4) 災害等による地すべり等の状況を把握するための伸縮計、傾斜計その他の観測装置の設置及び観測
- (5) 前各号に掲げる委託業務のほか、所管課が特に早急に対応する必要があると判断する委託業務

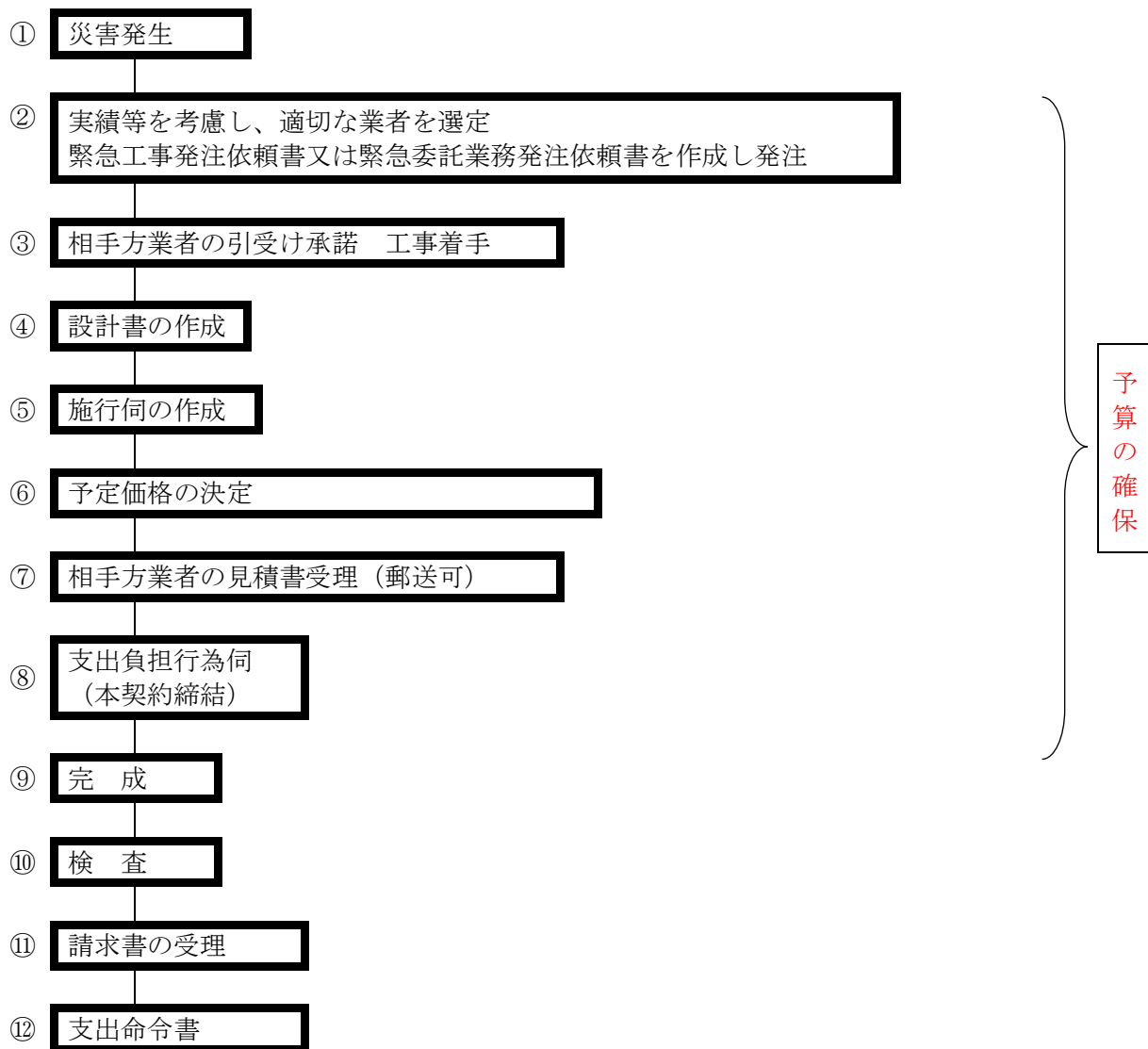
第3 事前協議

1 財政課への協議等

緊急を要する工事であっても、予算確保のため、事前に財政課へ協議を行った後、発注を行うものとする。

また、緊急工事又は緊急委託業務を発注した所管課は、速やかに、緊急工事発注依頼書又は緊急委託業務発注依頼書（発注者及び受注者が記名押印済みのもの）の写し、その他状況がわかる資料等を財政課に提出すること。

第4 事務処理
＜発注フロー＞



注：1 発注依頼書の「NO.」欄には、年度、所管課等の略称―その年度の通し番号を記入し、整理すること（例 R2まちー1、R2まちー2）。

2 設計書は、発注後直ちに作成し、相手方業者の見積書を受理してから支出負担行為を行うこと。

3 設計書の作成前に工事、業務が完了した場合も同様に取り扱うこと。

災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合は、各所管課において、発注後直ちに設計

書を作成すること（工事完了後又は業務完了後に設計書を作成する場合を含む。）。

(1) ②緊急工事発注依頼書又は緊急委託業務発注依頼書

緊急工事を発注する場合にあつては様式第1号「緊急工事発注依頼書」を、緊急委託業務を発注する場合にあつては様式第2号「緊急委託業務発注依頼書」を使用すること。

様式第1号及び様式第2号の「業者選定理由」欄には、当該業者とした具体的な理由（「工事現場にもっとも近く迅速な対応が可能である。」、「被災箇所付近にて工事を受注しており早期対応が可能であるため。」等）を記入すること。

なお、緊急工事発注依頼書及び緊急委託業務発注依頼書は、四万十市契約規則（平成17年4月10日規則第43条。以下「契約規則」という。）第31条第1項ただし書の規定による契約書に当たるものであること。

添付書類として、位置図、状況等の内容がわかるものを添付すること。

(2) ④設計書の作成

緊急工事（業務）発注依頼後、現地検測・見積等により、設計図書を作成し、四万十市契約規則第39条の3に基づく、設計審査を受けること。

(3) ⑤施行伺の作成

施工伺いにおいて、契約方法は「随意契約」を、選択すること。

緊急工事又は緊急委託業務の発注に該当する理由（「直ちに対応しなければ、市民の生命、身体及び財産に危害が生じるおそれがあると判断されるため。」等）及び業者選定理由を記載すること。

また、添付書類として、発注者及び受注者が記名押印した緊急工事発注依頼書又は緊急委託業務発注依頼書を添付すること。

(4) ⑥予定価格の決定

建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事を発注する場合は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第7条第1項の規定に基づき、金額にかかわらず予定価格の作成を適切に実施しなければならないことから、予定価格を定めること。

(5) ⑦相手方業者の見積書受理

相手方業者の見積書は、郵送で受理することができる。

また、見積徴収にあたっては、契約規則第27条第1項第2号又は第5号に基づき1社とすることができる。

(6) ⑧支出負担行伺

地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の3に規定する支出負担行為を行う場合は、支出負担行為伺を作成すること。

契約書については、様式第3号又は様式第4号の「緊急工事請負契約書」又は「緊急委託業務契約書」を使用すること。

また、契約保証は「免除（過去誠実履行かつ不履行のおそれなし）」とすること。なお、当該契約保証金の免除は、契約規則第35条第5号又は同条第6号の規定に基づく免除であること。

(7) ⑩検査

政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第14条において準用する同法第10条の規定に基づき、工事及び業務の完了の通知を受けた日から10日以内に設計図書に定めるところにより、工事の完成又は業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知すること。ここに「通知を受けた日」とは、通知が発注者の支配

圏内に到達した日であり、所定の執務時間内である限り初日として参入されること（政府契約の支払遅延防止等に関する法律の運用方針（昭和25年4月7日付け理国第140号大蔵省理財局長通達）第5の1）。

(8) ⑬支出命令書

政府契約の支払遅延防止等に関する法律第14条において準用する同法第10条の規定に基づき、受注者から請負代金額又は業務委託料の請求があったときは、請求を受けた日から15日以内に請負代金額又は業務委託料を支払うこと。ここに「請求を受けた日」とは、請求が発注者の支配圏内に到達した日であり、所定の執務時間内である限り初日として参入されること。

第5 変更契約

工事施工中に契約変更の必要が生じた場合は、通常の工事及び委託業務に沿って契約変更手続きを行うこと。

○四万十市緊急工事等事務処理要領

令和元年12月27日
訓令第17号

(趣旨)

第1条 この訓令は、災害等緊急時における工事及び修繕（以下「緊急工事」という。）並びに調査、測量、設計等委託（以下「緊急委託業務」という。）に係る地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号に基づく随意契約に関し、事務の透明性及び迅速な執行を図るため必要な事項を定めるものとする。

(対象範囲)

第2条 緊急工事の対象範囲は、直ちに対応しなければ市民の生命や財産に危険又は生活に支障を及ぼすものであって、設計書作成のいとまがなく、通常の契約手続きでは対応ができないと判断される次の各号に掲げる工事又は修繕を対象とする。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱（昭和31年12月10日付け発河第114号建設省建設事務次官通達。同項第2号において「事務取扱要綱」という。）第9第1号に規定する緊急に施行しなければならない仮道工事、仮さん道工事、仮橋工事、仮締切工事、欠壊防止工事、仮排水施設工事又は仮処理施設工事
- (2) 事務取扱要綱第9第2号に規定する事業費の決定（査定）前に施行した工事のうち復旧工事の全部又は一部となるもの
- (3) 異常埋塞した河道の掘削工事
- (4) 河川堤防の破堤による堤防の復旧工事又は堤内地浸水からの応急排水工事
- (5) 運動中の地すべりを応急的に沈静化させ、被災対象物の一時的保全を図るとともに、対策工事の検討に必要な調査を可能ならしめる応急横ボーリング工事、応急排土工事又は応急押え盛土工事
- (6) 道路における崩落土砂等の除去工事又は土嚢若しくは仮設防護柵等の設置工事
- (7) 陥没道路の埋戻工事
- (8) 道路の啓開作業（高知県道路啓開計画に基づくものを除く。）
- (9) 海岸堤防の破堤による堤防の復旧工事又は堤内地浸水からの応急排水工事
- (10) 構造物、倒木及び流木等の撤去工事
- (11) 市有物件における設備等の故障に伴い緊急工事として次に掲げるもの
 - ア 電気設備の故障に伴う緊急に対応しなければならない工事
 - イ 給排水設備の故障に伴う緊急に対応しなければならない工事
 - ウ ガス設備の故障に伴う緊急に対応しなければならない工事
- (12) 前各号に掲げる工事のほか、所管課が特に早急に対応する必要があると判断する工事又は修繕

2 緊急委託業務の対象範囲は、直ちに対応しなければ市民の生命や財産に危険又は生活に支障を及ぼすものであって、設計書作成のいとまがなく、通常の契約手続きでは対応ができないと判断される次の各号に掲げる委託業務を対象とする。

- (1) 前項に規定する工事等に係る調査、測量、設計等
- (2) 災害復旧事業に必要な調査、測量、設計等
- (3) 警報装置等の設置
- (4) 災害等による地すべり等の状況を把握するための伸縮計、傾斜計その他の観測装置の設置及び観測
- (5) 前各号に掲げる委託業務のほか、所管課が特に早急に対応する必要があると判断する委託業務

(業者選定)

第3条 緊急工事及び緊急委託業務（以下「緊急工事等」という。）を発注しようとするときは、地域性等を考慮し、早期対応可能な業者を四万十市指名競争入札参加資格者名簿から選定する。

(発注手続)

第4条 所管課は、緊急工事等を発注しようとするときは、速やかに現場を確認のうえ、緊急工事発注依頼書（様式第1号）又は緊急委託業務発注依頼書（様式第2号）において起案し、所管課長等の決裁を得るものとする。

2 所管課は、決裁後速やかに施工業者に緊急工事発注依頼書又は緊急委託業務発注依頼書を交付するとともに、工事等に着手させるものとする。

3 所管課は、緊急工事等の発注後は、速やかに緊急工事発注依頼書又は緊急委託業務発注依頼書（発注者及び受注者が記名押印済みのもの）の写し、その他状況がわかる資料等を財政課に提出するものとする。

(事後の処理)

第5条 勤務時間外に緊急施工の必要が生じ、前条の手続を経ることが困難なときは、担当者は所管課長等の指示を仰ぎ、施工業者に緊急施工を指示した後、遅滞無く所定の手続を行うものとする。

(発注後の手続)

第6条 所管課は、緊急工事等の発注後は、現地検測及び見積等により、設計図書を作成し、工事等施行伺の決裁、予定価格の決定及び見積依頼を行うものとする。

2 所管課は、見積徴収後、支出負担行為伺において起案し、緊急工事請負契約書（様式第3号）又は緊急委託業務契約書（様式第4号）により契約手続を行うものとする。

(契約締結後の手続)

第7条 前条の契約締結後の手続は、四万十市契約規則（平成17年四万十市規則第43号）のほか、関係規則等に基づき行うものとする。

附 則

この訓令は、令和2年1月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

			所属長	課長補佐	係長	係	公印

収 入
印 紙

NO. —

緊急工事発注依頼書

年 月 日

様

発注者 四万十市長



下記の工事について、依頼します。

工事場所	
工事概要	
契約事項	1 発注依頼後、設計書作成の上、見積書を徴収し、請負代金額を決定するものとする 2 工事の詳細については、別途協議の上、措置するものとする 3 受注者の責めに帰すべき事由により完成期限までに工事を完成することができない場合は、発注者は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が定める率で計算した遅延損害金の支払を受注者に請求することができる 4 受注者の債務不履行を理由にこの契約が解除された場合は、受注者は、請負代金額（未決定の場合は予定価格）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払うこと 5 この依頼書に定めのない事項については、必要に応じ発注者と受注者とが協議して定めること
業者選定理由	（地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定に該当）

上記の工事について、契約事項その他の契約内容を承諾の上、施工を引き受けます。

年 月 日

（受注者）所在地

商号又は名称

代表者氏名



*発注者は、緊急工事発注依頼書を2部作成し、受注者に渡すこと。

*受注者は、工事の施工を引き受ける場合はそのうちの1部に記名押印の上、発注者に提出すること。

様式第2号（第4条関係）

			所属長	課長補佐	係 長	係	公印

収 入
印 紙

NO. —

緊急委託業務発注依頼書

年 月 日

様

発注者 四万十市長



下記の委託業務について、依頼します。

履行場所	
委託業務概要	
契約事項	1 発注依頼後、設計書作成の上、見積書を徴収し、業務委託料を決定するものとする 2 委託業務の詳細については、別途協議の上、措置するものとする 3 受注者の責めに帰すべき事由により履行期限までに業務を完了することができない場合は、発注者は、業務委託料から部分引渡しに係る業務委託料を控除した額につき遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が定める率で計算した遅延損害金の支払を受注者に請求することができる 4 受注者の債務不履行を理由にこの契約が解除された場合は、受注者は、業務委託料（未決定の場合は予定価格）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払うこと 5 この依頼書に定めのない事項については、必要に応じ発注者と受注者とが協議して定めること
業者選定理由	（地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定に該当）

上記の委託業務について、契約事項その他の契約内容を承諾の上、引き受けます。

年 月 日

（受注者）所在地

商号又は名称

代表者氏名



*発注者は、緊急委託業務発注依頼書を2部作成し、受注者に渡すこと。

*受注者は、委託業務を引き受ける場合はそのうちの1部に記名押印の上、発注者に提出すること。

収 入
印 紙

緊急工事請負契約書

発注者四万十市が 年 月 日付けNO. - で発注依頼し、受注者 が
年 月 日付けで施工を引き受けて締結された緊急工事において、緊急工事発注依頼書に規定する
契約事項1及び5の規定に基づいて次のように必要事項を定める。

（工事名）

第1条 工事名は「 」とする。

（請負代金額）

第2条 契約内容のうち請負代金額を 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の
額 円）とする。

（工期）

第3条 契約内容のうち工期を「自： 年 月 日
至： 年 月 日」とする。

（設計書等）

第4条 契約事項2の規定に基づき設計図書を別冊設計図書のとおりとする。

（契約の費用）

第5条 この契約に要する費用は、受注者の負担とする。

上記契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、
各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

発注者 四万十市
契約担当者 四万十市長 印

受注者 住所
氏名 印

収 入
印 紙

緊急委託業務契約書

発注者四万十市が 年 月 日付けNO. - で発注依頼し、受注者
年 月 日付けで引き受けて締結された緊急委託業務において、緊急委託業務発注依頼書に規定
する契約事項1及び5の規定に基づいて次のように必要事項を定める。

（業務名）

第1条 業務名は「 」とする。

（業務委託料）

第2条 契約内容のうち業務委託料を 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の
額 円）とする。

（履行期間）

第3条 契約内容のうち履行期間を「自： 年 月 日
至： 年 月 日」とする。

（設計書等）

第4条 契約事項2の規定に基づき設計図書を別冊設計図書のとおりとする。

（契約の費用）

第5条 この契約に要する費用は、受注者の負担とする。

上記契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、
各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

発注者 四万十市
契約担当者 四万十市長 印

受注者 住所
氏名 印